

# 山梨県公報

第七百五十八号

平成十九年

五月十日

木曜日

## 目次

### 告示

道路の供用開始……………三三二

### 公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)……………三三二

大規模小売店舗の新設に関する届出……………三三二

開発行為に関する工事の完了について……………三三二

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………三三三

### 人事委員会

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………三三三

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………三三三

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則……………三三四

特勤勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………三三四

平成十九年度山梨県職員等採用試験の実施について……………三三四

平成十九年度山梨県職員採用上級試験の実施について……………三三七

### 公安委員会

平成十九年度自動車等の運転免許試験等の実施……………三三二

### その他

あつせん員候補者の告示……………三三六

## 告示

### 山梨県告示第八十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成十九年五月三十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年五月十日

山梨県知事 横内正明

## 公告

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	北杜八ヶ岳公園線	北杜市高根町大字下黒沢字大日向一七七七番の九地先から北杜市高根町大字上黒沢字中久保一二九九番の一地先まで		二八〇・〇	平成十九年五月十日

### ● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年五月十日

山梨県知事 横内正明

一 申請のあった年月日 平成十九年四月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人八ヶ岳自然村

2 代表者の氏名 滝口友樹哉

3 主たる事務所の所在地 北杜市小淵沢町千五百七十五番地

4 定款に記載された目的

この法人は、八ヶ岳圏内に在住する人々又は訪れる全ての人々に対して、健康・美・医・食・心・有機農業体験の全てにおいて充実した純度の高い生活を実現するための情報提供、啓蒙活動等を行い、魅力ある地域コミュニティの創造と、心身ともに健康で幸福な社会の構築に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十九年四月二十五日から同年六月二十四日まで

### ● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年五月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成十九年四月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人美と健康生活を考える会
  - 2 代表者の氏名 滝口玲子
  - 3 主たる事務所の所在地 北杜市小淵沢町二千九百六十一番地
  - 4 定款に記載された目的
 

この法人は、すべての人々が健康で美しくあるために、健康・美・食・芸術に関する幅広い分野での情報提供、ライフスタイルの提案及び教育活動等を行うことにより、美と健康生活をサポートし、心身ともに健康で美しく輝ける社会の実現に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十九年四月二十五日から同年六月二十四日まで

● 大規模小売店舗の新設に関する届出  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十九年九月十日まで縦覧に供する。  
 平成十九年五月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
  - 1 氏名又は名称 マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 内山一美
  - 2 住所 静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一
- 二 届出の概要
  - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
    - (一) 名称 マックスバリュ甲府住吉店
    - (二) 所在地 甲府市住吉三丁目三千九十二番地外
  - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
    - (一) 氏名又は名称 マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 内山一美
    - (二) 住所 静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一
  - 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成十九年十二月二十一日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
千七百二十五平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (一) 駐車場の位置及び収容台数
  - (1) 位置 届出の図面のとおり
  - (2) 収容台数 百台
- (二) 駐輪場の位置及び収容台数
  - (1) 位置 届出の図面のとおり
  - (2) 収容台数 四十台
- (三) 荷さばき施設の位置及び面積
  - (1) 位置 届出の図面のとおり
  - (2) 面積 百四平方メートル
- (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
  - (1) 位置 届出の図面のとおり
  - (2) 容量 二十八立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - (1) 開店時刻 午前九時
    - (2) 閉店時刻 翌午前〇時
  - (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時三十分から翌午前〇時三十分まで
  - (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - (1) 数 二カ所
    - (2) 位置 届出の図面のとおり
  - (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後十時まで
- 三 届出年月日  
平成十九年四月二十日

● 開発行為に関する工事の完了について  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十九年五月十日

山梨県知事 横内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
 北杜市小淵沢町字棒道下一〇〇六〇の三四一、一〇〇六〇の九〇七、一〇〇六〇の  
 一二一九、一〇二四八の二、一〇二四八の一〇、一〇二四八の一四、一〇二四八の一  
 六、一〇二四九の一、一〇二四九の四、一〇二四九の五、一〇二四九の六、一〇二四  
 九の七、一〇二四九の八、一〇二四九の九、一〇二四九の一〇、一〇二四九の一、  
 一〇二四九の一二、一〇二四九の一三、一〇二四九の一四及び一〇二四九の一五の区  
 域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 北杜市小淵沢町一万六十番地三百四十一 株式会社キースジャパン 代表取締役  
 瀧上眞次

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為  
 に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十九年五月十日

山梨県知事 横内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
 甲州市塩山下塩後字渋沢八四四の一及び八四四の二並びに同市塩山下塩後字天神平  
 九四三の一、九四三の二、九四四の一、九四四の二及び九四五の四の区域

二 公共施設の種別、位置及び区域

公共施設の種別	位置及び区域
道 路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び甲州市役所  
 に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都台東区上野七丁目十四番四号 ダイワロイアル株式会社 代表取締役 越智  
 壯

### 人事委員会

#### 山梨県人事委員会規則第十一号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年五月十日

山梨県人事委員会

委員長 浅井 和夫

#### 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年山梨県人事委員会規則第十二号）の一  
 部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中「政策秘書室長」を「政策秘書室長 知事補佐官 会計管  
 理者」に、「県民室長」を「県民室長 産業立地室長」に、「管理担当」を「庁舎管理  
 担当」に、「館長」を「館長 課税・管理部長 徴収部長」に、「副校長（校長の事務  
 を代決する権限を有する者に限る。）」を「副校長（校長の事務を代決する権限を有す  
 る者に限る。） 地域防災幹」に改める。

別表教育庁の項中「文化振興監」を「文化振興監 次長」に、「総務担当」を「総務  
 企画担当」に、「及び給与担当」を「給与担当及び健康管理担当」に改め、「給付公  
 災担当及び健康管理担当のリーダー」を削り、「又は給与」を「給与又は給付公災」  
 に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の管理職員等の範囲を定め  
 る規則の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

#### 山梨県人事委員会規則第十二号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年五月十日

山梨県人事委員会

委員長 浅井 和夫

#### 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十三年山梨県人事委員会規則第七号）の一部  
 を次のように改正する。

別表第四大学卒の項第六号19中「及び第十条」を削る。

別表第四短大卒の項第二号6中「独立行政法人農業技術研究機構」を「独立行政法人

農業・食品産業技術総合研究機構（旧独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構及び旧独立行政法人農業技術研究機構を含む。）に改め、昭和三十六年十一月三十日以前における旧農業技術研究所若しくは旧農業試験場を削り、同号7中「独立行政法人海技大学（旧海技大学校を含む。）海技士科（独立行政法人海員学校本科の卒業を「独立行政法人海技教育機構海技士教育科の海技専攻課程（海上技術コース（航海）及び同コース（機関）に限る。）及び海技課程専修科（旧独立行政法人海技大学校海上技術科、旧独立行政法人海技大学校又は旧海技大学の海技士科及び旧独立行政法人海員学校専修科を含むものとし、「高校三卒）」に改め、同号中8を削り、9を8とし、10から24までを9から23までとし、同号25中「及び第十條」を削り、同号中25を24とし、26から37までを25から36までとする。

別表第四高校卒の項第二号4中「独立行政法人海員学校本科（）」を「独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科（旧独立行政法人海員学校本科を含むものとし、」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の山梨県職員の給与に関する規則の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

山梨県人事委員会規則第十三号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年五月十日

山梨県人事委員会

委員長 浅井和夫

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「次のとおり」を「自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車」に改め、各号を削る。

第十七条の二第二項中「等について、」の下に「次の各号のいずれかに掲げる事由が」を加え、「、山梨県職員の定年等に関する条例（昭和五十九年山梨県条例第七号）第一条又は山梨県費負担教職員の定年等に関する条例（昭和五十九年山梨県条例第八号）第二条の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他人事委員会の定める事由が」を削り、「ことが同号に定める期間」を「ことが当該期間」

に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 山梨県職員の定年等に関する条例（昭和五十九年山梨県条例第七号）第二条又は山梨県費負担教職員の定年等に関する条例（昭和五十九年山梨県条例第八号）第二条の規定による退職その他の離職をすること。
- 二 長期間の研修等のために旅行をすること。
- 三 勤務場所を異にする移動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。
- 四 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。
- 五 その他人事委員会の定める事由が生ずること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十四号

特勤勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年五月十日

山梨県人事委員会

委員長 浅井和夫

特勤勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第七条の前の見出しを「（報告）」に改め、同条中「任命権者」を「前項に定める場合のほか、任命権者」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

任命権者は、特勤公署等又は準特勤公署等が移転する場合、特勤公署等又は準特勤公署等の名称が変更される場合その他人事委員会の定める場合には、速やかに、その旨及びその内容を人事委員会に報告するものとする。

第八条に見出しとして「（雑則）」を付する。

別表中 「西原警察官駐在所 上野原市西原 を「西原警察官駐在所」上野原市新倉警察官駐在所 南巨摩郡早川町新倉」

「西原」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

● 平成十九年度山梨県職員等採用試験の実施について

平成十九年度山梨県職員等採用試験を次のとおり実施する。  
平成十九年五月十日

山梨県人事委員会  
委員長 浅井和夫



○平成19年度山梨県職員等採用試験の日程及び試験職種別採用予定人員

試験の区分	試験職種	採用予定人員	試験案内・申込書配布開始日	受付期間【インターネット受付締切日】	第1次試験日	最終合格発表日
職員採用上級試験	行政	25名程度	5月14日(月)	5月16日(水) ～6月1日(金) 【5月25日(金)】	6月24日(日)	8月31日(金)
	社会福祉Ⅱ	7名程度				
	獣医師	1名程度				
	薬剤師	2名程度				
	警察事務	2名程度				
	化学	2名程度				
	農業	3名程度				
	林業	3名程度				
	総合土木	6名程度				
	建築	1名程度				
	水産	1名程度				
	保健師	1名程度				
	研究(機械)	1名程度				
	研究(化学)	1名程度				
警察鑑定研究(化学)	1名程度					
職員採用初級試験	行政	1名程度	7月6日(金)	8月13日(月) ～8月31日(金) 【8月24日(金)】	9月23日(日)	11月9日(金)
	警察事務	1名程度				
資格免許職職員採用試験	臨床検査技師	4名程度	7月6日(金)	8月13日(月) ～8月31日(金) 【8月24日(金)】	9月23日(日)	11月9日(金)
	診療放射線技師	3名程度				
	作業療法士	1名程度				
小中学校事務職員採用試験	学校事務	5名程度	7月6日(金)	8月13日(月) ～8月31日(金) 【8月24日(金)】	9月16日(日)	11月30日(金)
職業訓練職職員採用試験	自動車整備	1名程度				
	電気	1名程度				
民間企業等職務経験者職員採用試験	行政	3名程度	7月6日(金)	8月13日(月) ～8月31日(金) 【8月24日(金)】	9月16日(日)	11月30日(金)
身体障害者対象職員選考試験	行政	1名程度	7月6日(金)	8月1日(水) ～8月31日(金) 【8月24日(金)】	9月16日(日)	10月12日(金)

(※)試験職種及び採用予定人員は変更する場合がありますので、各試験案内で確認すること。

(注)試験職種により受験資格が異なるので、詳細は各試験案内で確認すること。

● 平成十九年度山梨県職員採用上級試験の実施について  
平成十九年度山梨県職員採用上級試験を次のとおり実施する。  
平成十九年五月十日

山梨県人事委員会

委員長 浅井和夫

1 試験職種及び採用予定人員等

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務内容
上	行政	25名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。
	警察事務	2名程度	県警察の各機関に勤務し、警察事務に従事する。
	社会福祉Ⅱ	7名程度	主に福祉施設等で入所者（児）の生活支援等の業務や、児童相談所等で心理判定等の業務に従事する。
	獣医師	1名程度	主にと畜検査、家畜保健衛生及び食品衛生等に関する監視、試験研究等の業務に従事する。
	薬剤師	2名程度	主に薬事・毒物等の監視、食品衛生等に関する監視、県立病院での調剤等の業務に従事する。
	化学	2名程度	主に環境、衛生等に関する指導管理、試験研究、検査等の業務に従事する。
	農業	3名程度	主に農業の振興、農業経営の指導援助、農業技術の普及指導・試験研究等の業務に従事する。
	林業	3名程度	主に林業の振興、林業経営の指導援助、造林事業、林業技術の普及指導・試験研究等の業務に従事する。
	総合土木	6名程度	主に道路、河川、都市計画、治山・林道、農業農村整備等の事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
	建築	1名程度	主に県庁舎、県立学校等の県有施設の設計・施工管理、建築指導等の業務に従事する。
	水産	1名程度	主に水産に関する試験研究・調査、水産技術の普及指導等の業務に従事する。
	保健師	1名程度	主に精神・母子・老人保健、健康づくり、難病・感染症予防対策等の業務に従事する。
級	研究（機械）	1名程度	山梨県工業技術センター等に勤務し、主に機械に関する研究等の業務に従事する。
	研究（化学）	1名程度	山梨県工業技術センター等に勤務し、主に化学に関する研究等の業務に従事する。
	警察鑑定研究（化学）	1名程度	県警察の科学捜査研究所等に勤務し、薬毒物、工業製品及びその他の化学の鑑定研究等の業務に従事する。

2 受験資格

(1) 受験できる者

ア 昭和53年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者（獣医師については、昭和51年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた者）

イ 昭和61年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成20年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者

※ 「これと同等以上の学力があると認める者」については、山梨県職員の給与に関する規則（昭和32年山梨県人事委員会規則第7号）別表第四の「一 大学卒」中「六 大学四卒」に規定する学歴免許等の資格を有する者とする。

ただし、次の試験職種については、それぞれの資格・免許を必要とする。



試験職種	資格・免許
社会福祉Ⅱ	社会福祉主事、児童指導員若しくは社会福祉士の資格を有する者又は平成20年3月31日までに資格を有することとなる者（※）
獣医師	獣医師の免許取得者又は平成20年において最初に実施される獣医師国家試験により当該免許取得見込みの者
薬剤師	薬剤師の免許取得者又は平成20年において最初に実施される薬剤師国家試験により当該免許取得見込みの者
保健師	保健師の免許取得者又は平成20年において最初に実施される保健師国家試験により当該免許取得見込みの者

（※）社会福祉主事、児童指導員及び社会福祉士の資格は次のとおりである。

- ①社会福祉主事 ・ 大学等で厚生労働大臣の指定する科目を3科目以上修めて卒業した者  
 ・ 厚生労働大臣の指定養成機関又は講習会の課程を修了した者
- ②児童指導員 ・ 地方厚生局長の指定養成施設を卒業した者  
 ・ 学校教育法の規定による大学の学部で心理学、教育学又は社会学を修め、学士と称することを得る者  
 ・ 小学校、中学校、高校のいずれかの教諭となる資格を有する者で、厚生労働大臣又は知事が適当と認定した者  
 ・ 高等学校卒業業者で、2年以上児童福祉事業に従事した者  
 ・ 3年以上児童福祉事業に従事した者で、厚生労働大臣又は知事が適当と認定した者
- ③社会福祉士 ・ 厚生労働大臣の行う「社会福祉士試験」に合格した者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

- ①日本国籍を有しない者（保健師は除く。）
- ②地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）  
 ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）  
 ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  
 ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者  
 ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※ 保健師のうち、日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

### 3 試験案内の配布及び受付期間・時間

- (1) 試験案内配布開始日  
 平成19年5月14日（月）
- (2) 受付期間
- ア 持参及び郵送の場合  
 ・ 平成19年5月16日（水）から平成19年6月1日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
 ・ 郵送の場合は、平成19年6月1日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。
- イ インターネットによる申込の場合  
 ・ 平成19年5月16日（水）から平成19年5月25日（金）まで  
 ・ 平成19年5月25日（金）は、午後5時までに受信したものに限り受け付ける。
- (3) 受付時間  
 ・ 午前8時30分から午後5時30分まで（インターネットによる申込の場合は、期間中常時受付）

## 4 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
第1次試験	平成19年6月24日(日) (受付時間)午前8時30分から午前9時まで (受付場所)50周年記念館・クリスタルタワー南側	山梨学院大学 (甲府市酒折二丁目4-5)
第2次試験	第1回 平成19年7月14日(土)～7月16日(月)のうち指定する1日	甲府市内 (第1次試験合格通知書で指定する。)
	第2回 平成19年8月7日(火)～8月10日(金)のうち指定する1日	

## 5 試験方法

区分	試験種目	内容	
第1次試験	教養試験 (試験時間120分)	公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による大学卒業程度の筆記試験を行う。 ・ 出題数50題のうち知識分野(社会科学、人文科学、自然科学)30題中20題を選択解答し、知能分野(文章理解、判断推理、数的処理、資料解釈)20題を必須解答する。	
	専門試験 (試験時間120分)	各試験職種に応じた専門的知識、能力等について、五肢選択式による大学卒業程度の筆記試験を行う。(出題分野は別掲のとおり) ・ 行政職、警察事務職及び総合土木職は、五肢選択式により出題数50題のうち40題を選択解答する。 ・ その他の職種は、五肢選択式により出題数40題を全問解答する。	
第2次試験	第1回	論文試験 (試験時間90分)	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について記述式による試験を行う。
		人物試験Ⅰ	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて検査を行う。
	人物試験Ⅱ	社会性、貢献度、指導性等について集団討論及び集団面接を行う。	
	第2回	人物試験Ⅱ	表現力、積極性、創造性等について個別面接を行う。なお、その中でプレゼンテーション面接を行う。
	身体検査	職務遂行上必要な健康度を有するかどうかについて、所定の身体検査書により検査を行う。	
資格調査		受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査を行う。	

## 6 合格者の発表日等

## (1) 合格発表日

- 7 第1次試験合格者発表  
1 最終合格者発表

平成19年6月29日(金)  
平成19年8月31日(金)

## (2) 合格発表の方法等

合格者については、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに、書面で通知する。  
ただし、最終結果の通知については、合否にかかわらず第2次試験受験者全員に行う。  
また、掲示内容は掲示後、山梨県ホームページに掲載する。

## 7 その他

- (1) 資格・免許を必要とする試験職種にあつては、所定の期日までに資格・免許を取得できない者は、採用候補者名簿から削除する。
- (2) 教養試験及び専門試験の例題及び正答番号並びに論文及び人物試験Ⅱ集団討論の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。
- (3) 詳細は、「平成19年度山梨県職員採用上級試験案内」による。

## (別掲) 専門試験出題分野

行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学（経済原論、
警察事務	経済政策、経済史）、財政学、経営学、社会政策、国際関係
社会福祉Ⅱ	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、社会心理学、児童心理学、
	一般心理学、社会調査、保健衛生
獣医師	家畜解剖学、家畜生理学、家畜薬理学、家畜内科学、家畜外科学、家畜
	寄生虫病学、家畜微生物学、家畜伝染病学、家畜繁殖学、獣医公衆衛生学、
	家畜衛生学、畜産一般
薬剤師	物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生化学、薬剤学、衛生化学、
	生薬学、薬理学
化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・
	有機工業化学、化学工学
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌
	肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
林業	林業政策、林業経営学、造林学、林業工学、林産一般、砂防工学
総合土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、材料・施工、都市計画、
	土木計画、林業政策、林業工学、砂防工学、土壌物理、農業水利、土地改良、
	農業造構、農学一般
建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築構造、
	建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
水産	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、
	漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学
保健師	地域看護学、疫病・保健統計（情報処理を含む。）、保健福祉行政論
研究（機械）	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学、機械
	設計、機械材料、機械工作
研究（化学）	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・
	有機工業化学、化学工学
警察鑑定研究（化学）	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生化学、薬剤学、
	衛生化学、食品化学

# 公安委員会

● 平成十九年度自動車等の運転免許試験等の実施  
 平成十九年六月二日から平成二十年三月までの、道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第八十九条第二項の規定による運転技能の検査（以下「技能検査」という。）、法第九十七条の規定による運転免許試験（以下「免許試験」という。）、法第九十七条の二の規定に該当する者についての運転免許試験（以下「一部免除試験」という。）、法第百条の二第二項の規定による再試験（以下「再試験」という。）、及び道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第十八条の五の規定による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成十九年五月十日

山梨県公安委員会

委員長 鶴田美枝

## 一 技能検査

検査の種類	検査日	検査場所
大型自動車免許	毎週木曜日（山梨県の休日 を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）第一条第一項に規定する県の休日） 以下「休日」という。）を 除く。）	山梨県南アルプス市下高砂 八二五番地 山梨県警察本部交通部運転 免許課（山梨県総合交通セ ンター）
中型自動車免許	毎週水曜日（休日を除く。）	
普通自動車免許（ＡＴ車 を除く。）	毎週月曜日及び水曜日（休 日を除く。）	
普通自動車免許（ＡＴ車 に限る。）	毎週火曜日及び木曜日（休 日を除く。）	

## 二 免許試験

1 自動車等の運転に必要な適性についての免許試験		
免許の種類	試験日	試験場所
大型自動車第二種免許	毎週月曜日及び水曜日（休日 を除く。）	山梨県南アルプス市下 高砂八二五番地
普通自動車第二種免許（ ＡＴ車を除く。）		山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総 合交通センター）
普通自動車免許（ＡＴ車 を除く。）		
普通自動車仮免許（ＡＴ 車に限る。）		
普通自動車第二種免許（ ＡＴ車に限る。）	毎週火曜日及び木曜日（休日 を除く。）	
普通自動車免許（ＡＴ車 に限る。）		
普通自動車仮免許（ＡＴ 車を除く。）		
大型自動車仮免許	毎週月曜日（休日を除く。）	
大型自動車免許	毎週木曜日（休日を除く。）	
中型自動車仮免許	毎週火曜日（休日を除く。）	
中型自動車免許	毎週水曜日（休日を除く。）	
中型自動車第二種免許	毎週金曜日（休日を除く。）	
大型特殊自動車第二種免 許		

牽引第二種免許	大型特殊自動車免許	牽引免許	大型自動二輪車免許	普通自動二輪車免許	小型特殊自動車免許	原動機付自転車免許
<p>2 自動車等の運転に必要な技能についての免許試験</p>						
<p>毎週水曜日（休日を除く。） 又は警察署で行う毎月第一火曜日及び第三火曜日（休日に当たった場合は、別に指定した日）。ただし、警察署で免許を受けようとする者は、当該警察署の住所区域に住所のある者に限る。</p>						
<p>山梨県南アルプス市下高砂八二五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター） 山梨県都留市下谷三丁目二番一号 山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室 免許を受けようとする住所区域を管轄する警察署</p>						

免許の種類	試験日	試験場所
大型自動車第二種免許 普通自動車第二種免許（AT車を除く。） 普通自動車免許（AT車を除く。） 普通自動車仮免許（AT車に限る。） 普通自動車第二種免許（AT車に限る。）	毎週月曜日及び水曜日（休日を除く。） 毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八二五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）

普通自動車免許（AT車に限る。）	普通自動車仮免許（AT車を除く。）	大型自動車仮免許	大型自動車免許	中型自動車仮免許	中型自動車免許	中型自動車第二種免許	大型特殊自動車第二種免許	牽引第二種免許	大型特殊自動車免許	牽引免許	大型自動二輪車免許	普通自動二輪車免許
<p>3 自動車等の運転に必要な知識についての免許試験</p>												
<p>毎週月曜日（休日を除く。） 毎週木曜日（休日を除く。） 毎週火曜日（休日を除く。） 毎週水曜日（休日を除く。） 毎週金曜日（休日を除く。）</p>												
<p>山梨県南アルプス市下高砂八二五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）</p>												

免許の種類	試験日	試験場所
大型自動車第二種免許 普通自動車第二種免許（AT車を除く。） 普通自動車免許（AT車を除く。） 普通自動車仮免許（AT車に限る。）	毎週月曜日及び水曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八二五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）

車に限る。)	普通自動車第二種免許(AT車に限る。)	普通自動車免許(AT車に限る。)	普通自動車仮免許(AT車を除く。)	大型自動車仮免許	中型自動車仮免許	中型自動車第二種免許	大型特殊自動車第二種免許	牽引第二種免許	大型特殊自動車免許	大型自動二輪車免許	普通自動二輪車免許	小型特殊自動車免許	原動機付自転車免許
毎週火曜日及び木曜日(休日を除く。)	毎週火曜日(休日を除く。)	毎週月曜日(休日を除く。)	毎週月曜日(休日を除く。)	毎週火曜日(休日を除く。)	毎週火曜日(休日を除く。)	毎週金曜日(休日を除く。)	毎週水曜日(休日を除く。) 又は警察署で行う毎月第一火曜日及び第三火曜日(休日にかたつた場合は、別に指定した日)。ただし、警察署で免許を受けようとする者は、当該警察署の住所区域に住所のある者に限る。	毎週水曜日(休日を除く。)	毎週水曜日(休日を除く。)	毎週水曜日(休日を除く。)	毎週水曜日(休日を除く。)	毎週水曜日(休日を除く。)	毎週水曜日(休日を除く。)
							山梨県南アルプス市下高砂八二五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課(山梨県総合交通センター)						山梨県都留市下谷三丁目二番二号 山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室 免許を受けようとする住所区域を管轄する警察署

三 一部免除試験

1 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性についての免許試験	2 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性及び技能についての免許試験																																																																																																												
<table border="1"> <tr> <th>免許の種類</th> <th>試験日</th> <th>試験場所</th> </tr> <tr> <td>大型自動車第二種免許</td> <td>毎週月曜日から金曜日まで(休日を除く。また、運転免許課都留分室は平成二十年一月四日は法第九十七条の二第一項第三号に該当する者に限る。)</td> <td>山梨県南アルプス市下高砂八二五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課(山梨県総合交通センター)</td> </tr> <tr> <td>中型自動車第二種免許</td> <td>毎週月曜日(休日を除く。)</td> <td>山梨県都留市下谷三丁目二番二号</td> </tr> <tr> <td>普通自動車第二種免許</td> <td>毎週月曜日(休日を除く。)</td> <td>山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。</td> </tr> <tr> <td>大型特殊自動車第二種免許</td> <td>毎週月曜日(休日を除く。)</td> <td>山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。</td> </tr> <tr> <td>牽引第二種免許</td> <td>毎週月曜日(休日を除く。)</td> <td>山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。</td> </tr> <tr> <td>大型自動車免許</td> <td>毎週月曜日(休日を除く。)</td> <td>山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。</td> </tr> <tr> <td>中型自動車免許</td> <td>毎週月曜日(休日を除く。)</td> <td>山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。</td> </tr> <tr> <td>普通自動車免許</td> <td>毎週月曜日(休日を除く。)</td> <td>山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。</td> </tr> <tr> <td>大型特殊自動車免許</td> <td>毎週月曜日(休日を除く。)</td> <td>山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。</td> </tr> <tr> <td>牽引免許</td> <td>毎週月曜日(休日を除く。)</td> <td>山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。</td> </tr> <tr> <td>大型自動二輪車免許</td> <td>毎週月曜日(休日を除く。)</td> <td>山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。</td> </tr> <tr> <td>普通自動二輪車免許</td> <td>毎週月曜日(休日を除く。)</td> <td>山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車免許</td> <td>毎週月曜日(休日を除く。)</td> <td>山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。</td> </tr> <tr> <td>原動機付自転車免許</td> <td>毎週月曜日(休日を除く。)</td> <td>山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。</td> </tr> <tr> <td>大型自動車仮免許</td> <td>毎週月曜日(休日を除く。)</td> <td>山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。</td> </tr> <tr> <td>中型自動車仮免許</td> <td>毎週月曜日(休日を除く。)</td> <td>山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。</td> </tr> <tr> <td>普通自動車仮免許</td> <td>毎週月曜日(休日を除く。)</td> <td>山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。</td> </tr> </table>	免許の種類	試験日	試験場所	大型自動車第二種免許	毎週月曜日から金曜日まで(休日を除く。また、運転免許課都留分室は平成二十年一月四日は法第九十七条の二第一項第三号に該当する者に限る。)	山梨県南アルプス市下高砂八二五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課(山梨県総合交通センター)	中型自動車第二種免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県都留市下谷三丁目二番二号	普通自動車第二種免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。	大型特殊自動車第二種免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。	牽引第二種免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。	大型自動車免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。	中型自動車免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。	普通自動車免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。	大型特殊自動車免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。	牽引免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。	大型自動二輪車免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。	普通自動二輪車免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。	小型特殊自動車免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。	原動機付自転車免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。	大型自動車仮免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。	中型自動車仮免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。	普通自動車仮免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。	<table border="1"> <tr> <th>免許の種類</th> <th>試験日</th> <th>試験場所</th> </tr> <tr> <td>大型自動車第二種免許</td> <td>毎週月曜日(休日を除く。)</td> <td>山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。</td> </tr> <tr> <td>中型自動車第二種免許</td> <td>毎週月曜日(休日を除く。)</td> <td>山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。</td> </tr> <tr> <td>普通自動車第二種免許</td> <td>毎週月曜日(休日を除く。)</td> <td>山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。</td> </tr> <tr> <td>大型特殊自動車第二種免許</td> <td>毎週月曜日(休日を除く。)</td> <td>山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。</td> </tr> <tr> <td>牽引第二種免許</td> <td>毎週月曜日(休日を除く。)</td> <td>山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。</td> </tr> <tr> <td>大型自動車免許</td> <td>毎週月曜日(休日を除く。)</td> <td>山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。</td> </tr> <tr> <td>中型自動車免許</td> <td>毎週月曜日(休日を除く。)</td> <td>山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。</td> </tr> <tr> <td>普通自動車免許</td> <td>毎週月曜日(休日を除く。)</td> <td>山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。</td> </tr> <tr> <td>大型特殊自動車免許</td> <td>毎週月曜日(休日を除く。)</td> <td>山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。</td> </tr> <tr> <td>牽引免許</td> <td>毎週月曜日(休日を除く。)</td> <td>山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。</td> </tr> <tr> <td>大型自動二輪車免許</td> <td>毎週月曜日(休日を除く。)</td> <td>山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。</td> </tr> <tr> <td>普通自動二輪車免許</td> <td>毎週月曜日(休日を除く。)</td> <td>山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車免許</td> <td>毎週月曜日(休日を除く。)</td> <td>山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。</td> </tr> <tr> <td>原動機付自転車免許</td> <td>毎週月曜日(休日を除く。)</td> <td>山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。</td> </tr> <tr> <td>大型自動車仮免許</td> <td>毎週月曜日(休日を除く。)</td> <td>山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。</td> </tr> <tr> <td>中型自動車仮免許</td> <td>毎週月曜日(休日を除く。)</td> <td>山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。</td> </tr> <tr> <td>普通自動車仮免許</td> <td>毎週月曜日(休日を除く。)</td> <td>山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。</td> </tr> </table>	免許の種類	試験日	試験場所	大型自動車第二種免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。	中型自動車第二種免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。	普通自動車第二種免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。	大型特殊自動車第二種免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。	牽引第二種免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。	大型自動車免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。	中型自動車免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。	普通自動車免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。	大型特殊自動車免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。	牽引免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。	大型自動二輪車免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。	普通自動二輪車免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。	小型特殊自動車免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。	原動機付自転車免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。	大型自動車仮免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。	中型自動車仮免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。	普通自動車仮免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。
免許の種類	試験日	試験場所																																																																																																											
大型自動車第二種免許	毎週月曜日から金曜日まで(休日を除く。また、運転免許課都留分室は平成二十年一月四日は法第九十七条の二第一項第三号に該当する者に限る。)	山梨県南アルプス市下高砂八二五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課(山梨県総合交通センター)																																																																																																											
中型自動車第二種免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県都留市下谷三丁目二番二号																																																																																																											
普通自動車第二種免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。																																																																																																											
大型特殊自動車第二種免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。																																																																																																											
牽引第二種免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。																																																																																																											
大型自動車免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。																																																																																																											
中型自動車免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。																																																																																																											
普通自動車免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。																																																																																																											
大型特殊自動車免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。																																																																																																											
牽引免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。																																																																																																											
大型自動二輪車免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。																																																																																																											
普通自動二輪車免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。																																																																																																											
小型特殊自動車免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。																																																																																																											
原動機付自転車免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。																																																																																																											
大型自動車仮免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。																																																																																																											
中型自動車仮免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。																																																																																																											
普通自動車仮免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。																																																																																																											
免許の種類	試験日	試験場所																																																																																																											
大型自動車第二種免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。																																																																																																											
中型自動車第二種免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。																																																																																																											
普通自動車第二種免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。																																																																																																											
大型特殊自動車第二種免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。																																																																																																											
牽引第二種免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。																																																																																																											
大型自動車免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。																																																																																																											
中型自動車免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。																																																																																																											
普通自動車免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。																																																																																																											
大型特殊自動車免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。																																																																																																											
牽引免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。																																																																																																											
大型自動二輪車免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。																																																																																																											
普通自動二輪車免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。																																																																																																											
小型特殊自動車免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。																																																																																																											
原動機付自転車免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。																																																																																																											
大型自動車仮免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。																																																																																																											
中型自動車仮免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。																																																																																																											
普通自動車仮免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(昭和三十五年政令第七十号)第三十四条の四に該当する者を除く。																																																																																																											



免許の種類	試験日	試験場所
大型自動車第二種免許	毎週月曜日及び水曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八二五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）
普通自動車第二種免許（AT車を除く。）	毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）	
普通自動車免許（AT車を除く。）		
普通自動車仮免許（AT車に限る。）	毎週月曜日（休日を除く。）	
普通自動車免許（AT車に限る。）		
普通自動車仮免許（AT車を除く。）	毎週木曜日（休日を除く。）	
大型自動車免許		
中型自動車仮免許	毎週火曜日（休日を除く。）	
中型自動車免許		
中型自動車第二種免許	毎週水曜日（休日を除く。）	
大型特殊自動車第二種免許		
牽引第二種免許	毎週金曜日（休日を除く。）	
大型特殊自動車免許		
牽引免許		

大型自動二輪車免許	普通自動二輪車免許	3 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性及び知識についての免許試験
免許の種類	試験日	試験場所
大型自動二輪車免許	毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。）また、運転免許課都留分室は平成二十年一月四日は法第九十七条の第二項第三号に該当する者に限る。ただし、法第八十九条第二項後段に規定する書面及び法第九十九条の五第五項に規定する卒業証明書を有する者については、水曜日を除く。	山梨県南アルプス市下高砂八二五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）
中型自動二輪車免許		
小型特殊自動車免許		
原動機付自転車免許		
大型自動車仮免許		
中型自動車仮免許		
普通自動車第二種免許		
大型特殊自動車第二種免許		
牽引第二種免許		
大型自動車免許		
中型自動車免許	毎週月曜日（休日を除く。）	
普通自動車免許		
大型特殊自動車免許	毎週火曜日（休日を除く。）	
中型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許	毎週水曜日（休日を除く。）	
小型特殊自動車免許		
原動機付自転車免許	毎週金曜日（休日を除く。）	
大型自動車仮免許		
中型自動車仮免許		
普通自動車仮免許		

四 再試験

免許の種類	試験日	試験場所
普通自動車免許（道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）附則第十四条に該当する者を含む。）	毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八二五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県総合交通センター）
原動機付自転車免許	毎週水曜日（休日を除く。）	
大型自動二輪車免許	毎週金曜日（休日を除く。）	
普通自動二輪車免許		

五 審査

1 技能による審査

免許の種類	審査日	審査場所
大型自動車第二種免許	毎週火曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八二五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県総合交通センター）
大型自動車仮免許		
中型自動車第二種免許	毎週月曜日（休日を除く。）	
中型自動車免許		
中型自動車仮免許		
普通自動車第二種免許	毎週水曜日（休日を除く。）	
普通自動車免許		
普通自動車仮免許		

2 書面による審査

免許の種類	審査日	審査場所
大型特殊自動車免許	毎週金曜日（休日を除く。）	
牽引免許		
大型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許		
大型自動二輪車免許		
大型特殊自動車免許		山梨県都留市下谷三丁目一番一号 山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室
普通自動二輪車免許		
中型自動車免許	毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八二五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県総合交通センター）
大型自動車免許		
普通自動車免許		
普通自動二輪車免許		

六 その他

- 技能検査、免許試験、三の2及び3の一部免除試験、再試験並びに審査の受付時間は、午前八時三十分から同九時までとする。
- 他の受付時間は、午後一時から同一時三十分までとする。ただし、法第九十七条の二第二項に定める確認を受けようとする者については、予約制とし、時間を指定するものとする。
- 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許、大型自動車免許及び中型自動車免許の技能試験については、予約制とする。
- 技能試験は、積雪その他天候等により、試験を実施することが危険な場合は中止とする。

その他

山梨県労働委員会告示第一号

当委員会は、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条の規定により、次のとおりあつせん員候補者を告示する。

平成十九年五月十日

山梨県労働委員会

会長 渡 辺 和 廣

氏名 閱 歴

渡辺 和廣 弁護士 第三十二・三十三・三十四・三十五・三十六期山梨県労働委員会委員

鶴田 和雄 弁護士 第三十五・三十六期山梨県労働委員会委員

萩原 勝 公認会計士 第三十四・三十五・三十六期山梨県労働委員会委員

加藤 里美 社会保険労務士 第三十六期山梨県労働委員会委員

山口 亮子 京都産業大学教授 第三十六期山梨県労働委員会委員

渡辺 一彦 連合山梨会長 第三十・三十一・三十二・三十三・三十四・三十五・三十六期山梨県労働委員会委員

青柳 和仁 ヤマト運輸労働組合山梨支部執行委員長 第三十六期山梨県労働委員会委員

遠藤 長男 J A Mキトー労働組合執行委員長 第三十五・三十六期山梨県労働委員会委員

小沢 政人 産業情報労働組合連合会山梨県協議会特別幹事 第三十五・三十六期山梨県労働委員会委員

中尾 守 梨県労働委員会委員

一瀬 茂夫 東京電力労働組合山梨総支部執行委員長 第三十五・三十六期山梨県労働委員会委員

長田 眞 山梨県経営者協会専務理事 第三十六期山梨県労働委員会委員

小泉 正仁 山梨県民信用組合理事長 第三十五・三十六期山梨県労働委員会委員

高尾 一 (株)アスクテクニカ代表取締役社長 第三十六期山梨県労働委員会委員

細田 俊 (株)文祥堂オフィスファシリテーター代表取締役社長 第三十六期山梨県労働委員会委員

望月 行雄 山梨県労働委員会事務局次長

坂本 治雄 山梨県労働委員会事務局次長

古屋 光治 山梨県労働委員会事務局審査調整指導監・次長補佐

駒谷 治克 山梨県労働委員会事務局副主幹

山田 幸子 山梨県商工労働部労働政策課長  
 二茅 達夫 山梨県商工労働部労働政策課総括課長補佐  
 野口 潔 山梨県商工労働部労働政策課課長補佐

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番